

令和3年第4回阿蘇市議会定例会報告

議員定数2議席削減し18議席に
条例改正案を可決！ 次回選挙から適用



阿蘇市 議会基本条例を制定

令和4年1月1日から施行（18ページ以降に条文掲載）

令和3年第4回阿蘇市議会定例会を、11月26日から12月14日までの19日間開催し、報告2件、承認1件、条例10件、予算6件、その他2件、計21件を審議しました。

条例審議（主なもの）

議案第74号 阿蘇市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について



市長等の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものです。善意でかつ重大な過失がないとき、賠償の責任を負う額から基準給与年額に次の数を掛けた額を引いた額が免れることとなります。

- (1) 6…市長
- (2) 4…副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員
- (3) 2…農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員又は地方公営企業の管理者
- (4) 1…(2)に掲げる職員以外の職員

議案第75号 阿蘇市部設置条例等の一部改正について



令和4年4月1日に阿蘇市の組織を再編することに伴い関係条例の一部を改正するものです。

主な再編内容

- 「ほけん課」が、「ほけん課」と「健康増進課」に分かれます。
- 「政策防災課」が「防災情報課」に変わります。
- 「財政課」が「企画財政課」に変わります。
- 「水道課」が「上下水道課」に変わります。

議案第79号 阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例の一部改正について



当施設の利用促進を図るための条例改正です。

主な改正点

- 交流館の使用時間を、宿泊の場合は15時から翌日10時まで、研修及び会議等の場合は9時から22時までとする。
- 宿泊等の利用料を改正、追加する。

発委第2号 阿蘇市議会基本条例の制定について



「阿蘇市議会基本条例」（18～19ページに掲載）を制定する議案です。

この条例は、前文において、地方自治を取り巻く環境と「議会基本条例」の必要性を謳い、9章26条の条文からなっています。議会活性化特別委員会において、県内の基本条例を制定した市町村の条文を参考に、阿蘇市の発展に必要と思われる項目を付け加え、原案を作成。憲法や地方自治法、市町村議長会発行の資料や再度市町村の条文を調査しながら、その整合性や妥当性を繰り返し審議し、本市の実情を踏まえた内容にしたものです。

発議第1号

阿蘇市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
(次期改選時から、議員定数を現行の20人から4人減の16人とする議案)



改正理由 定数については、前回の市議会議員選挙が無投票であったことを踏まえ、議会活性化特別委員会における調査及び審議により削減の方向性が示された。また、人口規模が阿蘇市に近い上天草市や水俣市も、定数16人で適確な運営をされている。さらに、昨今の高齢化と人口減少に加え、増大する社会保障費等に対応できる財源確保が将来に向けての大きな課題となる中、議会運営の確固たる維持と市民からの負託に応えるためには、16人にすべきと考える。

発議第2号

阿蘇市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
(次期改選時から、議員定数を現行の20人から2人減の18人とする議案)



改正理由 戦後民主主義の成果である地方議会は、一定の議員数を確保し民主主義を担保すべき立場にある。当市議会においては、合併時の44人から大幅に削減し、現在20人となっているが、更なる人口減少に伴い経費削減が必要な状況にある。反面、市議会は、住民の声を万遍なく市政に届けるためには、議員不在地区を急激に増やすべきではない。更に、効率よく円滑な委員会運営を維持するためには3委員会で各6人体制が最良の選択であると思われ、18人にすべきと考える。

令和3年度 一般会計補正予算

予算総額182億2,462万円を可決

第8号補正… 3回目の新型コロナウイルスワクチン接種を行うための予算を計上。

第9号補正… 歳入で国庫補助金として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や、子育て世帯への臨時特別給付金等を計上。歳出では、波野地区福祉バス購入費や市独自の子育て支援給付金等を計上。

項目	第8号補正 11月2日専決分	第9号補正 11月26日提出分	補正後の額
議会費		旅費減額 ほか △227万円	1億3,924万円
総務費		波野地区福祉バス購入費 ほか 2,368万円	21億1,017万円
民生費		子育て世帯への臨時特別給付金 ほか 2億9,920万円	63億9,651万円
衛生費	新型コロナワクチン 接種費 1億8,963万円	一の宮保健センター改修工事費 ほか 918万円	20億3,585万円
農林水産業費		攻めの園芸生産対策事業費補助金 ほか 2,691万円	15億5,554万円
商工費		地域振興緊急対策事業補助金減額 ほか △5,195万円	9億910万円
土木費		橋梁維持工事費(道路メンテナンス) ほか 1,478万円	10億9,870万円
消防費		避難所等備品購入費 ほか 588万円	6億2,828万円
教育費		小・中学校光熱水費 ほか 212万円	10億9,292万円
災害復旧費		農地等災害復旧工事費 ほか 900万円	2億1,047万円
公債費			19億7,673万円
予備費		105万円	7,112万円
合計	1億8,963万円	3億3,758万円	182億2,462万円

※ 四捨五入により合計が一致しないことがあります

一の宮保健センター改修工事費 389万4千円



子育て世帯への臨時特別給付金 1億8千万円

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金
(10万円一括給付)のご案内(国給付金)

子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します!

はじめに・・・申請は必要ですか?
阿蘇市から児童手当を受給している方については原則、「フッシュ型」による支給を行いますので、改めての申請は不要です。
※希望しない場合は、12月22日までに届出書を返送するか、窓口まで持参してください。

1. うちの子は、対象になるの?(対象児童)
次に記載する児童が対象になります。
①令和3年2月分の児童手当(本給付)支給対象となる児童
②2月30日時点で高校生等(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童
(保護者の所得が児童手当(本給付)の支給対象となる金額と同様未満の場合)
③令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童(新生児)
※児童手当の特例給付支給対象児童は、対象外です。

令和3年第4回阿蘇市議会定例会審議結果

議案等番号	件名	審議結果
報告第11号	専決処分の報告について	報告
承認第13号	専決処分した令和3年度阿蘇市一般会計補正予算(第8号)について	承認
議案第74号	阿蘇市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について	原案可決
議案第75号	阿蘇市部設置条例等の一部改正について	原案可決
議案第76号	阿蘇市監査委員に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第77号	阿蘇市手数料条例の一部改正について	原案可決
議案第78号	阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について	原案可決
議案第79号	阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例の一部改正について	原案可決
議案第80号	令和3年度阿蘇市一般会計補正予算(第9号)について	原案可決
議案第81号	令和3年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算(第3号)について	原案可決
議案第82号	令和3年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について	原案可決
議案第83号	令和3年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について	原案可決
議案第84号	令和3年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)について	原案可決
議案第85号	令和3年度阿蘇市病院事業会計補正予算(第3号)について	原案可決
議案第86号	公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」)	原案可決
議案第87号	公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇中央公園)	原案可決
陳情第1号	所得税法第56条の廃止を求める陳情書	不採択
—	議会活性化に関する件(議会活性化特別委員会最終報告)17ページをご覧ください。	報告

《追加議案(令和3年12月10日上程)》

議案等番号	件名	審議結果
発委第2号	阿蘇市議会基本条例の制定について	原案可決
発議第1号	阿蘇市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について(議員定数を20人から16人に改正する議案)	原案否決

《追加議案(令和3年12月14日上程)》

議案等番号	件名	審議結果
発議第2号	阿蘇市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について(議員定数を20人から18人に改正する議案)	原案可決

意見の分かれた議案等の賛否表

○：賛成 ●：反対 議：議長

議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
氏名	佐藤	佐藤	児玉	甲斐純	立石	竹原	岩下	谷崎	園田	菅	市原	森元	大倉	田中	五嶋	藏原	古木	田中	河崎	湯淺	
議案	和宏	菊男	正孝	一郎	昭夫	祐一	礼治	利浩	浩文	敏徳	正	秀一	幸也	弘子	義行	博敏	孝宏	則次	徳雄	正司	
議案第74号	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	議
発議第1号	○	○	○	●	●	●	●	●	○	○	●	●	●	○	○	○	●	○	●	●	議
発議第2号	●	●	●	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	●	●	●	○	●	○	○	議

主な討論内容

議案第74号 阿蘇市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について

反対討論▶▶ なぜこのタイミングでこの議案を出すのかということです。委員長報告にもありましたように、今回の畜産クラスターの裁判後で問題提起が起きている中で、住民への事前説明など、十分な討論を踏まえた上で出すべきだと思います。市長や職員は行動や印鑑を押したことに責任を持つべきであり、公正な判断をしなければならないと思います。阿蘇市にこのような条例が必要か、市に非があってもこの条例で守ってもらうという考えが見えてきます。公人として責任ある仕事をするのが当然のことだと思いますし、賠償責任もあると思われれます。市政の怠慢にも繋がり兼ねないこのような条例には反対します。

発議第1号 阿蘇市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について (議員定数を20人から16人に改正する議案)

反対討論▶▶ 議会活性化委員会で定数を減らす提言がっておりますので、定数減には賛同いたしますが、いきなり4議席も削減をする必要はないというふうに考えておりますので、本議案には反対であります。その理由として、阿蘇市は人口は少ないが、面積が非常に広いということ。そしてその中で、やはり議員の居ない地区がそろそろ出てきているため、余りにも4議席減らすということは無謀ではないかというふうに考えております。今回は2議席の減でいいのではないかと考えておりますので、反対します。それからもう一点、今、常任委員会は3つの委員会で構成をされております。これを16人にした場合、1委員会当たりの人数があまりにも減少してしまうので、18人であれば1委員会に6人ということで、適切な人数ではないかと考えておりますので、以上の点から今回の議案には反対します。

賛成討論▶▶ 今年、令和3年8月の全国の市議会議長会の調査結果によると、5万人未満の市議会議員の実数平均は16.8人となっています。県内を見ても阿蘇市より人口の少ない水俣市であっても定数は16、ほぼ同じの上天草市においても16であります。しっかりと議会の運営もなされております。これから先、必ず訪れるであろう人口減少の波とそれに伴う市の財政面を見ましても、この度の新型コロナウイルス感染症による影響も否めないのではないかと考えております。全国市長会の調査の結果や県内市議会の状況を十分に踏まえると16人が妥当であり、これは多くの市民の方々が必ず納得されるものであると考えております。また、次期改選時の定数が18人になっても、前回改選時と同じく無投票になり得る可能性が全くないとは考えられないと思います。市民の負託に応える意味においても、全ての条件を勘案し、今後に希望が持てる阿蘇市を目指す上では4人減の16人が妥当であると私は考えております。その上で、発議第1号に賛成します。

発議第2号 阿蘇市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について (議員定数を20人から18人に改正する議案)

反対討論▶▶ 12月10日に議員定数が4人減となる16人を定数とした議員発議をさせていただきましたが、惜しくも結果は9対10(4ページ賛否表参照)ということで否決をされました。その際の反対討論に、阿蘇市の面積の問題で議員が不在となる地域が出てくる。また、委員会構成に対して支障を来すなどの発言がなされました。現在、阿蘇市の現状としても、西部地域には議員の方はおられません。他の地域の議員がカバーをして、インフラ整備なども含めた行政業務などに関し、大きな問題が発生したなどの意見は聞いておりません。また、委員会構成については、阿蘇市と人口規模、また財政規模等も近い上天草市においても委員会構成は同じく3つであり、5人ずつの議員で構成をされております。私はたとえ委員数が少数であっても、少数精鋭、切磋琢磨しながら調査・研究に精一杯取り組む議員でありたいと思っています。何よりも前回無投票という現状を目の当たりにした市民の方々の声にしっかりと耳を傾けていただきたいと思っています。私は16人が妥当であるという気持ちは変わりません。よって、現段階では定数18人案には反対します。

賛成討論▶▶ 住民の皆さんの意見を反映できる環境を著しく損なわないように、そして常任委員会を円滑に運営できる体制を考慮するという立場から、18人が妥当だということで賛成します。